意見公募要領

1 意見公募対象

・危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量 を指定する省令の一部を改正する省令(案)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道資料の「1 改正内容」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(https://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)~(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人 又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電 話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。 なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: fdma. hoanshitsu_atmark_soumu. go. jp 総務省消防庁危険物保安室 あて

- ※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の 総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいた します。

- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課・危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ○ディスクの種類: CD R、CD RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)
- 〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。 なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承 ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-7524

総務省消防庁危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年3月31日(火)から令和2年4月30日(木)まで(必着) ※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの 意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載する ほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ 御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示すること があります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しま すので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあると き、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公に することがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁危険物保安室

担 当:五味

電 話:03-5253-7524 FAX:03-5253-7534

電子メールアドレス: fdma. hoanshitsu_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。 メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

令和 年 月 日

総務省消防庁

危険物保安室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び 数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出しま す。

- 注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める 物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)について

> 令 和 2 年 3 月 消防庁危険物保安室

【概要】

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第 一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令(平成元年自治 省令第2号)を改正するものである。

・三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

【内容・理由】

「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」が毒物及び劇物指定令(昭和 40 年政令第2号)における劇物に追加されたことを踏まえ、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)において検討を行った結果、当該物質が、水と反応して人体に有害な気体を発生する危険性を有していることを鑑み、消防活動阻害物質として指定することが適当と判断し、今回改正するものである。

【施行期日】

令和2年12月1日

〇総務省令第

号

危 険 危 物 険 物 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 制 規 制 12 関 に す 関 る す る 政 令 政 令 別 表 昭 第 和 \equiv 及 + び 兀 同 令 年 别 政 令 表 第三 第 \mathcal{O} 百 六 総 号) 務 省 令 別 で 表 第 定 \Diamond る \mathcal{O} (十)八 物 質 及 \mathcal{O} び 項 数 \mathcal{O} 量 規 を 定 指 に 定 基 する省 づ き、

令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

危 険 物 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 政 令 別 表 第 及 び 同 令 別 表 第 \mathcal{O} 総 務 省 令 で 定 \Diamond る 物 質 及 び 数 量 を 指 定

する省令の一部を改正する省令

危 険 物 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 政 令 别 表 第 及 び 同 令 別 表 第 \mathcal{O} 総 務 省 令 で 定 80 る 物 質 及 び 数 量 を 指 定 す る

省 令 平 成 元 年 自 治 省 令 第 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

破 次 線 \mathcal{O} 表 で 用 12 W ょ だ り、 部 分 改 \mathcal{O} 正 前 ょ う 欄 12 12 掲 改 げ 8 る 改 規 定 正 前 \mathcal{O} 欄 破 線 及 び で 改 囲 正 W だ 後 部 欄 分 12 を 対 応 L れ に 7 対 掲 げ 応 す る そ る \mathcal{O} 改 標 正 記 後 部 欄 分 に 掲 に げ る 重 傍 規 線 定

を 付 た 規 定 以 下 対 象 規 定 と V う。 は 改 正 前 欄 12 掲 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対

象

規定として移動する。

 \mathcal{O}

[一] - (元) 略] [四] [四] [四] [四] [四] [四] [四] [四] [四] [四
上上 「同- 上上 「同- 上上 「
三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
(上) (下) (T) (T

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。